

教育勅語 教材として使用を認める閣議決定

安倍内閣は、戦前・戦中に道徳や教育の基本方針とされた教育勅語について、「憲法や教育基本法等に反しないよう形で教材として用いること

までは否定されることではない」との答弁書を閣議決定しました。

教育勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗ノ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國體ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕方忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其徳ヲニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

【一番問題なのはココ】
一旦緩急アレハ 義勇公ニ奉シ 以テ天壤無窮ノ皇運ヲ 扶翼スヘシ

【文部省による通訳は】

万一危急の大事が起(おこ)ったならば、大儀に基づいて勇気をふるひ一身を捧げて皇室国家の為(ため)につくせ。かくして神勅のまにまに天地と共に窮(きわま)りなき宝祚(あまつひつぎ)の御栄をたすけ奉れ。
(文部省「聖訓ノ述義ニ関スル協議会報告」1940年2月)

国会決議に反する閣議決定は無効

同時に内閣は「わが国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切だ」との見解も示しています。しかし、

国の重要方針が閣議決定により簡単に変更されることは大きな問題です。

1948年には衆院で「教育勅語等」の「排除」が、参院では「失効」が決議されています。国会決議を超える閣議決定など存在しません。

自民党議員から 反対意見

自民党の船田元・憲法改正推進本部長代行は自身のメールマガジンで、閣議決定について「いささか違和感を覚える。」と異論を唱えています。教育勅語は「戦前の軍部や官憲による思想統制の

道具とされた。」と指摘し、衆参両院が排除・失効を決議したことから「ことさら教材とする理由が見当たらない。」との主張です。

船田氏は「百歩譲つて教材に使うとしても戦前の反省から失効したと教えることは最低限求められる。」とも主張しています。

教育勅語の核とは

稲田朋美防衛相は国会答弁で「教育勅語の中にはある親孝行とか、夫婦仲よくするとか、友達を大切にするとか、日本は世界中から尊敬される道義国家をめざすべきだという考え方が核だと認識している。」と述べていますが、それは教育勅語の核ではありません。

稲田氏のいう徳目のすべては、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」につなげられ、日本国内では「天皇のために身を捧げる軍国主義教育」の根幹と位置づけられました。

そして「斯ノ道ハ(略)之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」ということで、植民地にした朝鮮や、軍事占領した東南アジアでの「皇民化教育」の根拠とされました。

「偏向的」と

明治に改定論議

毎日新聞によれば、「教育勅語が出た4年後に文相になった西園寺公望は、勅語の価値観を『文明の進歩に少なからず障害を与える。皆さんは注意し、古く偏った考えを打破し、世界の文明に合わせた教育を進め：』(1895年4月東京高等師範学校での訓示)と批判し、『女子教育を充実させ……外国人に親切に』などと書き込んだ『第2次教育勅語』の草案を書いた。驚くことに、明治天皇自身が西園寺の指摘を受け入れ、草案の起草を命じたという。しかし西園寺の病気で実現しなかった」とのこと。このような遺物の復活は許されません。

「戦争法」を廃止させよう。子どもたちや自衛隊員を戦場に送るな。